

2024年度

規 約

(附 役員名簿)



ほこ
誇れる歴史がある
つく
創りたい未来がある

浅沼組協力業者労働災害互助会

Asanuma

目 次

規 約 1

実 施 細 則 6

(附) 役員名簿 9

浅沼组协力业者労働災害互助会
規 約

浅沼組協力業者労働災害互助会

規 約

(目 的)

第 1 条 本会は、株式会社浅沼組（浅沼建物株式会社を含む）（以下「会社」という）と協力業者が相提携し、従事作業員の労働災害相互扶助並びに労働災害防止活動への支援を含めた組織的活動を行なうことを目的とする。

(名称及び事務所)

第 2 条 本会は、「浅沼組協力業者労働災害互助会」と称し、本部事務所を会社の本社内に、支部事務所を会社の大阪本店及び東京本店に置く。

(会 員)

第 3 条 協力業者は、本会の会員（本会の会員となった協力業者を以下「会員」という）とならなければならない。

(会 費)

第 4 条 会員は、実施細則に定めるところにより会費を納入しなければならない。また既納の会費は一切返還しない。

(保険加入)

第 5 条 本会は、業務災害補償保険に加入するものとし、第 7 条に記載の本会が負担する金員（以下「互助金」という。）は、当該保険金から全額支給する。但し、会員または会社が互助金を立て替えて支払った場合は、本会が受領した保険金の範囲内で、本会および会員、または本会および会社の間で清算する。

(互助金の支給手続きおよび支給範囲)

第 6 条 本会は、会員及び会社の使用する作業員（会社の職員を除く）が、会社の事業場内で就業中に、業務上の事故により死亡または重傷災害を受けた場合、第 19 条に定める審査委員会は、その事業者からの互助金支給申請を受け付け、これを審査し、会員または会社に互助金を支給することを承認する。本会は、この承認を経て、第 7 条の規定に従い互助金を会員または会社に支給する。なお、審査委員会での承認結果については、当該審査委員会より、本部役員宛に報告を行うものとする。

なお、次の各号の一に該当する場合も支給することがある。

- (1) 会員の作業員が、作業上に於ける他の作業員に加害した災害。
- (2) 会員の作業員が、中小事業主又は一人親方の災害。（労災保険の特別加入未加入者含む）
- (3) 特に審査委員会で認められた災害。

(互助金の金額)

- 第 7 条 本会は、政府労災保険の認定等級に従って、次のとおり互助金の上限金額を定める。ただし、当該互助金の上限金額については、本規約改定日以降に発生した労働災害に適用する。なお、本会および会社より当該互助金を受領した会員は、これを労災保険金の受給権者に支給することを原則とするが、会員又は会社が立替払いを行っている場合等においてはこの限りではない。
2. 前項にかかわらず、本会は、前条に記載の手続きに基づく審査委員会の承認により、受給権者と異なる者に互助金を支給することができる。

障 害 区 分	金 額		
	互 助 会	会 社	計
(1) 死 亡	2,000万円	2,000万円	4,000万円
(2) 身体障害等級1級	2,000万円	2,000万円	4,000万円
(3) 身体障害等級2級	1,780万円	1,780万円	3,560万円
(4) 身体障害等級3級	1,560万円	1,560万円	3,120万円
(5) 身体障害等級4級	1,380万円	1,380万円	2,760万円
(6) 身体障害等級5級	1,180万円	1,180万円	2,360万円
(7) 身体障害等級6級	1,000万円	1,000万円	2,000万円
(8) 身体障害等級7級	840万円	840万円	1,680万円

(互助金の減額)

- 第 8 条 互助金の金額は、次の各号の一に該当するときについては、第6条記載の手続きによる審査委員会の承認に基づき、減額することがある。
- (1) 事故発生の直接の原因となった行為が、会社職員の指示命令または危害防止に関する法令に違反し、当該作業員の故意又は重大な過失と認められたとき。
 - (2) 事故発生の原因となる行為を行った者、もしくはその関係者等から、当該事故に関して、相当額の損害賠償を受けたとき。
 - (3) (2)以外の場合で、互助金の受領権限を有する本人以外からの損害賠償等の請求額が、前条記載の上限金額に満たないとき。
 - (4) その他この規約の趣旨により、減額するのが妥当と認められるとき。

(互助金の支出)

- 第 9 条 互助金は、第7条のとおり、本会及び会社が負担する。

(互助金の性格)

第 9 条の2

互助金は、支払い金額の限度において、民法上の損害賠償金（慰謝料を含むが、これに限らない。）に先に充当されるものとする。

(見舞金の支給)

- 第 10 条 本会本部および各支部において、特に必要と認めるときは、本会本部会長の承認により、10万円の範囲内で見舞金を支給することができる。但し、この見舞金については、第9条の規定にかかわらず、本会が負担するものとする。

(安全衛生協力会への援助金の支給)

第 11 条 安全衛生協力会とは、安全衛生管理規程の安全衛生協力会会則によるものをいう。

2. 本会支部は、作業員の安全衛生を確保するため、当該安全衛生協力会に対し、援助金を支給することがある。
3. 前項の援助金の使用に関して、第 15 条に定める本会総会までに本会本部及び支部会長の指名する者による監査及び報告を求めることがある。

(本部役員の選任と任期)

第 12 条 本会本部は、次の役員を以って構成する。その任期は、1 年とし再任を妨げない。

- | | | |
|-----------|----------|--------------------|
| (1) 名誉会長 | 正・副各 1 名 | (会社、社長) |
| (2) 会 長 | 1 名 | (大阪支部会長兼務) |
| (3) 副 会 長 | 1 名 | (東京支部会長兼務) |
| (4) 参 与 | 若干名 | (会社役職員) (会長の委嘱による) |
| (5) 監 事 | 若干名 | (会社役職員) (会長の委嘱による) |
| (6) 顧 問 | 若干名 | (会社役員) (会長の委嘱による) |

(支部役員の選任と任期)

第 13 条 本会各支部は、次の役員を以って構成する。その任期は、1 年として再任を妨げない。

- | | | |
|---------------|---------|-------------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (母店弥生会々長) |
| (2) 副 会 長 | 2 名～3 名 | (母店弥生会副会長) |
| (3) 常 任 理 事 | 若干名 | (支店弥生会々長) |
| (4) 理 事 | 若干名 | (会長の委嘱による) |
| (5) 参与(会社役職員) | 若干名 | (会長の委嘱による) |
| (6) 監 事 | 若干名 | (会長の委嘱による) |
| (7) 顧 問 | 若干名 | (会社役員・各支店長) |

(役員の仕事)

第 14 条 第 12 条に定める本会本部会長は本会を代表して業務を行い、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代行する。

また、本会各支部における会長は本会各支部を代表して業務を行い、常任理事及び参与は本会各支部の会長を補佐し、この規約に基づく業務を行なう。本会本部および本会支部における監事は各々の会計監査を行なう。

(総 会)

第 15 条 総会は、本部総会とし、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正。
- (2) 予算及び決算の承認。

- (3) 役員の選任。
- (4) その他重要事項。
- 2. 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年6月～7月に、臨時総会は必要の都度、本部会長がこれを招集する。

(総会の構成及び議決)

- 第 16 条** 総会の議長は本部会長がその任に当たり、本部会長に事故あるときは副会長がこれに当たる。
- 2. 総会は、本部役員・各支部の正副会長・常任理事・参与及び本部会長の委嘱する者により構成する。出席者の過半数の同意を以ってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(二支部役員会)

- 第 17 条** 大阪支部役員会と東京支部役員会（以下、両支部で行う役員会を「二支部役員会」という。）は、本部総会開催地及び参加者の選定を行う。
- 2. 二支部役員会は、第15条に定める総会における議案を作成する。
 - 3. 二支部役員会は、定時二支部役員会と臨時二支部役員会とし、定時二支部役員会は毎年10月～12月に、臨時二支部役員会は必要の都度、大阪支部会長がこれを招集する。

(二支部役員会の構成及び議決)

- 第 18 条** 二支部役員会の議長は、大阪支部会長がその任に当たり、大阪支部会長に事故あるときは、東京支部会長がこれに当たる。
- 2. 二支部役員会は、以下の者により構成する。
 - ①大阪支部会長および副会長
 - ②東京支部会長および副会長
 - ③本部参与のうち、建築事業本部長、土木事業本部長、安全品質環境本部長
 - ④大阪支部会長が指名するもの
 - 3. 二支部役員会は、前項に定める者の過半数の出席を以って、出席者の過半数の同意を以って決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(審査委員会)

- 第 19 条** 審査委員会は、第6条・第7条・第8条の事項を審査する。
- 2. 審査委員会は審査委員会で審査する内容により、本部会長、当該支部会長が会員及び会社よりそれぞれ若干名を選出し、委嘱された審査委員で構成する。

(譲渡禁止)

- 第 20 条** 会員は、この規約から生ずる権利及び義務を第三者に譲渡することはできない。

(決 算)

第 21 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(その他事項)

第 22 条 その他本会において決定すべき必要事項が生じた時は、本部正副会長がその
手続きを含め、協議の上これを決定する。

2. 本会本部及び支部には事務局を置く。

付 則

(施行期日)

昭和 44 年 12 月 1 日	制 定
平成 9 年 5 月 31 日	改 正
平成 12 年 5 月 27 日	改 正
平成 15 年 5 月 30 日	改 正
平成 17 年 6 月 3 日	改 正
平成 18 年 10 月 1 日	改 定
平成 19 年 6 月 1 日	改 定
平成 20 年 6 月 6 日	改 定
平成 21 年 6 月 5 日	改 定
平成 25 年 6 月 7 日	改 定
平成 27 年 6 月 5 日	改 定
2018 年 6 月 1 日	改 定
2020 年 6 月 5 日	改 定
2022 年 6 月 3 日	改 定
2024 年 6 月 7 日	改 定

実 施 細 則

(会費の徴収)

第 1 条 会員の会費は、次の規約に記載の会費徴収率より会社がその支払金より毎月差引徴収し、会がこれを受領する。

種 別	会費徴収率
1 (A級) 大工工事、土木工事、とび工事、鉄筋工事、斫り工事、左官工事、その他労務請負業者	実支払金× $\frac{11}{10,000}$
2 (B級) 塗装工事、吹付工事、防水工事（モルタル）、杭打工事、スレート工事、鋳工事、タイル工事、電気工事、給排水衛生工事、一括業者（建築土木共）	実支払金× $\frac{10}{10,000}$
3 (C級) 鉄骨工事、防水工事（アスファルト）、テラゾー工事、ブロック工事、製作金物工事、空調工事、重機工事、硝子工事、家具工事、内装工事、木製建具工事、鋼製建具工事、運送業	実支払金× $\frac{7}{10,000}$
4 (D級) その他工事	実支払金× $\frac{5}{10,000}$
5 (E級) 材料納入業者	実支払金× $\frac{1}{10,000}$

(注) 但し、株式会社浅沼組の安全衛生協力会正会員については、上記の1(A級)～4(D級)の業種に該当する工事を行う場合は、各会費徴収率より、それぞれ3/10,000を減ずる (2018年4月より)

(互助金支給)

第 2 条 互助金支給については昭和44年12月1日以降発生 of 該当事故より支給する。身体障害等級により互助金を支給するものについては、労働基準監督署の障害等級決定後速やかに本規約に従い加入保険より支給するものとする。

2. 会員は、互助金支給に際し、受取人から金銭受領を証する書面及び事故経過確認などの書面を受領し、その写を本会に提出する。

付 則

(施行期日)

昭和 44 年 12 月 1 日	制 定
平成 4 年 5 月 23 日	第 4 回改正
平成 13 年 5 月 26 日	第 5 回改正
平成 16 年 6 月 4 日	第 6 回改正
平成 20 年 6 月 6 日	第 7 回改正
平成 29 年 6 月 2 日	第 8 回改正

役 員 名 簿

(2024年 7 月 1 日現在)

役員名簿

本部

名誉会長	(株) 浅沼組	代表取締役社長	浅沼 誠
会長	大阪支部	会長	吉田 泰 亘
副会長	東京支部	会長	飛田 良 樹
参与	(株) 浅沼組	取締役専務執行役員 建築事業本部長	藤 沢 正 宏
参与	(株) 浅沼組	取締役常務執行役員 土木事業本部長	寺 井 到
参与	(株) 浅沼組	常務執行役員 安全品質環境本部長	竹 内 仁
参与	(株) 浅沼組	執行役員 コーポレート・コミュニケーション部長	浅沼 真里香
参与	(株) 浅沼組	管理本部経理部長	渡 辺 誠 一
監事	(株) 浅沼組	管理本部総務部長	首 藤 浩 之
顧問	(株) 浅沼組	代表取締役専務執行役員 戦略企画本部長	豊 田 彰 啓
顧問	(株) 浅沼組	取締役常務執行役員 管理本部長	八 木 良 道
顧問	(株) 浅沼組	常務執行役員 東京本店長 兼建築事業本部副本部長	中 村 大 作
顧問	(株) 浅沼組	常務執行役員 大阪本店長 兼建築事業本部副本部長	長谷川 清
事務局	(株) 浅沼組	安全品質環境本部 大阪安全部長(西日本統括)	小 西 康 貴

大阪支部

会 長	(株)吉田工務店	代 表 取 締 役	吉 田 泰 亘
副 会 長	第 五 建 設 (株)	代 表 取 締 役	榊 田 剛
副 会 長	(株)平 形 組	代 表 取 締 役	平 形 誠 一
副 会 長	(株)ハ ナ フ サ	代 表 取 締 役	近 藤 久 喜
常任理事	(株)吉 重 組	代 表 取 締 役 社 長	吉 山 佐 人 規
常任理事	山 陽 タ イ ル (株)	代 表 取 締 役	河 野 道
常任理事	(株)メ ガ テ ッ ク ス	代 表 取 締 役 社 長	井 上 大 次 郎
理 事	森 建 設 (株)	代 表 取 締 役	森 吉 三 郎
理 事	遠 藤 建 設 工 業 (株)	代 表 取 締 役	遠 藤 芳 示
理 事	(株)岩 佐 塗 装 店	代 表 取 締 役	岩 佐 正 具
参 与	(株)浅 沼 組	執 行 役 員 建 築 事 業 本 部 副 本 部 長 (ReQuality 担 当)	古 市 康 司
参 与	(株)浅 沼 組	執 行 役 員 建 築 事 業 本 部 副 本 部 長 兼 建 築 事 業 本 部 建 築 技 術 部 長 兼 安 全 品 質 環 境 本 部 副 本 部 長	高 見 錦 一
参 与	(株)浅 沼 組	執 行 役 員 大 阪 本 店 副 本 店 長 (建 築 担 当) 兼 安 全 品 質 環 境 本 部 副 本 部 長	小 松 敬
参 与	(株)浅 沼 組	執 行 役 員 土 木 事 業 本 部 副 本 部 長 (西 日 本 担 当) 兼 安 全 品 質 環 境 本 部 副 本 部 長	浅 井 威 臣
参 与	(株)浅 沼 組	大 阪 本 店 副 本 店 長 (建 築 営 業 担 当)	原 田 昇
参 与	(株)浅 沼 組	大 阪 本 店 建 築 部 長	堀 江 雄 次
参 与	(株)浅 沼 組	土 木 事 業 本 部 大 阪 土 木 部 長 兼 広 島 土 木 部 長	近 藤 良 啓

参 与	(株) 浅 沼 組	安全品質環境本部 大阪安全部長(西日本統括)	小 西 康 貴
監 事	(株) ナ カ イ	代 表 取 締 役	衣 畑 優
顧 問	(株) 浅 沼 組	執 行 役 員 名古屋支店長	渊 田 武 嗣
顧 問	(株) 浅 沼 組	執 行 役 員 九州支店長	江 崎 彰 夫
顧 問	(株) 浅 沼 組	執 行 役 員 広島支店長	荒 谷 拓 司
事 務 局	(株) 浅 沼 組	安全品質環境本部 大阪安全部主任	小 田 勝 則

東京支部

会 長	飛田鉄筋工業(株)	代表取締役社長	飛 田 良 樹
副 会 長	(株) 池 田 工 業	代 表 取 締 役	池 田 和 法
副 会 長	(有) 宏 和	代 表 取 締 役	渡 辺 美 孝
副 会 長	(株) ス ズ タ カ	代 表 取 締 役	鈴 木 達 也
常任理事	(株) 斎 藤 工 務 店	代表取締役社長	斎 藤 孝 一
常任理事	北開技研工業(株)	代表取締役社長	中 川 健
理 事	加納ガラス(株)	専 務 取 締 役	加 納 知 明
理 事	向 井 建 設 (株)	取締役営業統括部長	大 神 光 司
理 事	エニオ住宅機器(株)	代 表 取 締 役	玉 木 賢 治
参 与	(株) 浅 沼 組	執 行 役 員 東京本店副本店長(建築営業担当)	三 宅 浩 一

参 与	(株) 浅 沼 组	执 行 役 员 土木事業本部副本部長(東日本担当) 兼 安全品質環境本部副本部長	大 内 孝 二
参 与	(株) 浅 沼 组	执 行 役 员 東京本店副本部長(建築担当) 兼安全品質環境本部副本部長 兼 海外事業担当	小田嶋 勝 利
参 与	(株) 浅 沼 组	東京本店建築部長	岡 本 文 尊
参 与	(株) 浅 沼 组	土 木 事 業 本 部 東京土木部長(東日本総括) 兼土木事業本部	鶴 尾 章 吾
参 与	(株) 浅 沼 组	安全品質環境本部 東京安全部長(東日本統括)	丸 山 友 久
監 事	ヘライ建設(株)	代表取締役会長	戸 来 律 子
顧 問	(株) 浅 沼 组	東 北 支 店 長	駒 木 根 新
顧 問	(株) 浅 沼 组	北 海 道 支 店 長	菊 地 篤 志
事 務 局	(株) 浅 沼 组	安全品質環境本部 東京安全部課長	臼 井 和 彦

